

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

教育支援課

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則について、教育委員会会議を開催する時間的余裕がなかったことから、令和3年6月18日に沖縄県教育委員会の議決事項及び教育長に委任する事項等に関する規則第7条第1項の規定に基づき、教育長による臨時代理により改正したので、同条第2項の規定により報告する。

1 規則の概要（沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則）

沖縄県立高等学校等の授業料等の免除、減免、徴収の猶予その他の必要事項を定めた規則

2 改正の経緯及び必要性

令和3年6月、高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）に係る所得基準が改正されたことに伴い、当該基準を準用し定めている既卒者の授業料等の減免申請に係る規定を整理する必要がある。

3 改正の概要

- (1) 既卒者の授業料等減免に係る規定を整理する。（第6条及び第7条関係）
- (2) その他所要の改正を行う。（第14条関係）
- (3) この規則は、令和3年7月1日から施行する。（附則）

4 公布日（公報掲載日）及び施行年月日

公布日 令和3年6月29日

施行年月日 令和3年7月1日

5 根拠法令

- (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令（平成22年政令第112号）
- (2) 高等学校等修学支援事業費補助金（専攻科の生徒への修学支援）交付要綱
- (3) 沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例

6 添付資料

新旧対照表

新旧対照表

沖縄県立高等学校等の授業料等の徴収に関する条例施行規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第11号）新旧対照表	
新	旧
<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を、同項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。次条第1項第1号において同じ。）</p> <p>(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第1条～第5条（略）</p> <p>（免除の申請手続）</p> <p>第6条 第2条第1項の規定により授業料等の免除を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は第1号及び第2号の書類の提出を、同項第3号から第5号までに該当する者は第2号の書類の提出を要しない。</p> <p>(1) 課税証明書等（政令第1条第2項第1号に規定する合計額及び同項第2号に規定する額を明らかにすることのできる市町村（特別区を含む。）の長の証明書その他の書類をいう。）</p> <p>(2) 家計急変等の事由を証明するに足りる書類</p> <p>2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、次の各号に掲げる書類を沖縄県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。</p> <p>(1) 授業料等減免承認申請書（第2号様式）</p> <p>(2) 授業料等減免調査書（第3号様式）</p> <p>3 前2項の授業料等の免除の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。</p> <p>4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならない。</p> <p>（既卒者の免除又は減額の申請手続）</p> <p>第7条 第2条第2項の規定により授業料等の免除又は減額を受けようとする者は、その保護者等と連署した申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて校長に提出しなければならない。ただし、同項第2号に該当する者は、第1号の書類の提出を要しない。</p>

<p>(1) <u>課税証明書等</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>(受講料等)</p> <p>第14条 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。</p> <p>2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第12条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。</p> <p>3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第12条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目を履修する場合は、その受講料は徴収しない。</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第1号様式～第11号様式 (略)</p>	<p>(1) <u>道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額を証明するに足りる書類</u></p> <p>(2) 第2条第2項各号のいずれかに該当することを証明するに足りる書類</p> <p>2 校長は、前項の規定による書類を受理した場合は、必要事項を調査の上、第2条第2項第1号及び第3号に該当するときは、次の各号に掲げる書類を、教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1) 授業料等減免承認申請書（第2号様式）</p> <p>(2) 授業料等減免調書（第3号様式）</p> <p>3 前2項の授業料等の免除又は減額の申請手続は、原則として、毎年度学年始めに教育委員会が定める日までに行うものとする。</p> <p>4 前項の規定によるほか、年度の途中において授業料等の免除又は減額の必要がある場合は、その都度、第1項及び第2項による手続をしなければならぬ。</p> <p>第8条～第13条 (略)</p> <p>(受講料等)</p> <p>第14条 受講料の有効期間は、当該受講科目の講義の開始の日から1年とする。</p> <p>2 沖縄県立高等学校の通信制の課程の生徒が高等学校通信教育規程（昭和37年文部省令第32号。以下「省令」という。）第9条第3項の規定により沖縄県立高等学校の定時制の課程において一部の科目を履修する場合は、その履修を当該通信教育による履修とみなして、聴講料を徴収する。</p> <p>3 沖縄県立高等学校の定時制の課程の生徒が省令第9条第3項の規定により通信制の課程において一部の科目を履修する場合は、その受講料は徴収しない。</p> <p>第15条～第16条 (略)</p> <p>第1号様式～第11号様式 (略)</p>
<p>(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。</p>	<p>(注) 規則の改正規定に係る部分の対照箇所にアンダーラインを引くこと。</p>